

令和元年 月 日

是 正 報 告 書

労働基準監督署長殿

会社名 有限会社
所在地
使用者職氏名 印

令和元年 月 日、貴署 労働基準監督官 様より指導を受けた際、是正勧告書によって是正改善指示された事項について、下記の通り改善したので報告致します。

違反条項等	是正した年月日	是正内容及び結果
労基法第 32 条	令和元年 月 日	時間外労働に関する協定届の限度時間内で労働するように改善いたしました。 別添： 月 日～ 月 日までの出勤簿
労基法 37 条	令和元年 月 日	時間外労働又は深夜労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことについて、平成 年 月 日に遡及して不足額を 月 日に支給しました。
労基法 37 条	令和元年 月 日	手当、手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入していないことについて、手当を割増賃金の基礎となる賃金に含めて平成 年 月 日に遡及して不足額を 月 日に支給しました。
労基法 89 条	令和元年 月 日	賃金の計算方法等を変更しているにもかかわらず、就業規則を変更し労働基準監督署長に届出していないことについて、賃金計算方法、支給項目等の賃金規程を見直し労働基準法監督署へ令和元年 月 日に届出を行いました。
労基法第 108 条	令和元年 月 日	勤務表及び賃金台帳に深夜時間帯の出動時間を記載するように改善しました。 別添： 月 日～ 月 日までの出勤簿、賃金台帳
労基法第 109 条	令和元年 月 日	賃金その他労働関係に関する重要な書類（シフト表）を 月分よりきちんと保管しています。

以上